

葉山町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

葉山町教育研究所設置条例（平成8年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年3月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町教育研究所分館の名称及び位置を改めるため、提案するものがあります。

葉山町条例第 号

葉山町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

葉山町教育研究所設置条例(平成8年葉山町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「研修」を「研修等」に改める。

第4条第2項中「ように分館」を「機関」に、「葉山町教育研究所分館」を「葉山町教育支援教室」に、「158番地」を「114番地の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町教育研究所設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町教育研究所分館の名称及び位置を改めることとした。

2 内 容

(1) 葉山町教育研究所分館の名称を「葉山町教育支援教室」に、位置を「葉山町上山口 114 番地の 2 」に改めることとした。

(2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町教育研究所設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町教育研究所設置条例 平成 8 年12月20日条例第20号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第 2 条 本町教育の振興を図り、教育に関する研究調査及び教育関係職員の<u>研修等</u>を行うため葉山町教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 教育研究所に、次の<u>機関</u>を置く。 名称 葉山町教育支援教室 位置 葉山町上山口114番地の2</p>	<p>葉山町教育研究所設置条例 平成 8 年12月20日条例第20号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第 2 条 本町教育の振興を図り、教育に関する研究調査及び教育関係職員の<u>研修</u>を行うため葉山町教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 教育研究所に、次の<u>ように分館</u>を置く。 名称 葉山町教育研究所分館 位置 葉山町上山口158番地</p>